

土地改良事業等の工事における現場環境改善費に関する特記仕様書

第1条 目的

本仕様書は、公共事業の円滑な執行を図るべく、静岡県が発注する土地改良事業等の工事を実施するに当たって、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の実施について、必要な事項を定めることにより、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善に資することを目的とする。

第2条 実施内容

実施内容は以下のとおりとする。ただし、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複する内容については、現場環境改善費の対象外とする。

1 率計上分

原則として別表に示す計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2 積上げ計上分

現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用及び現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものについて実施することとする。

ただし、熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。

なお、当該費用については、上限額は設けないものとする。

第3条 実施計画及び確認方法

現場環境改善費の適用方法は次のとおりとする。

- 1 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を【様式1】に記載し、実施する内容の作業前に提出する。

熱中症対策・防寒対策に関する費用については、リース品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分の見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。なお、減価償却費は、国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出すること。

- 2 受注者は、工事完成までに【様式2】【様式3】により実施した状況を報告すること。

第4条 その他

- 1 現場管理費率の補正については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領」を参照すること。
- 2 本仕様書によるものは、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

別表

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT 設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）